

## 第6章 社会福祉法人における各種申請・届出

### 第1節 定款変更認可申請

#### 1 概説

社会福祉法人の定款を変更する場合には、札幌市長の認可を受けなければならない、認可があつてはじめて、その効力を生ずる。【法第45条の36第2項】

また、定款を変更するためには、評議員会の決議を経る必要があることから、定款変更認可申請は当該決議後に行うこと。【法第45条の36第1項】

なお、当該変更事項が法人の登記事項に関するものであれば、認可後、2週間以内に変更登記をする必要がある。【組合等登記令第3条】

**法第45条の36** 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**組合等登記令第3条** 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

#### 2 申請の手続

##### (1) 提出部数

正本1部、副本1部（正本は監査指導室用、副本は法人交付用）

##### (2) 提出書類

ア 定款変更認可申請書

イ 評議員会議事録（写し）

※ 決議省略の場合は、提案書及び同意書も必要となります。

ウ 定款（変更前及び変更後の全文）※ 変更前は1部のみ（副本への添付は不要）

エ その他必要な書類

上記エについては事例に応じて異なるため、以下の具体例を参照のこと。

##### （例1）目的事業の追加【社会福祉法施行規則第3条】

法人の所有地に特別養護老人ホームを建設し事業を開始する場合

- ・ 当該建物の建設に係る工事請負契約書等（写し）
- ・ 当該土地（建物）の登記事項証明書（正本には原本、副本には写しを添付すること。）
- ・ 図面（配置図、平面図及び立面図）
- ・ 事業開始年度と次年度の事業計画書及び収支予算書
- ・ 札幌市の事業所管部において、施設整備計画の採択（若しくは設置認可）を得たことを証する書類（写し）

注1）目的事業の追加については、事例に応じ書類が異なるため、必ず事前にご相談ください。

注2）建物新築による基本財産の増加のみの場合は、次節「定款変更届」の例による。

## (例2) 基本財産の滅失及び増加

有償で借りている民有地で運営している保育所を建替える場合

- ・ 当該建物の建設に係る工事請負契約書等（写し）
- ・ 新築施設の登記事項証明書（保存登記）（正本には原本、副本には写しを添付すること。）
- ・ 既存施設の登記事項証明書（滅失登記）（正本には原本、副本には写しを添付すること。）
- ・ 図面（配置図（既存施設との位置関係を明示のこと。）、平面図及び立面図）
- ・ 札幌市の事業所管部において、施設整備計画の採択（若しくは設置認可）を得たことを証する書類（写し）

注）基本財産の滅失（取壊し）及び増加（改築）であるため、定款変更認可申請となる。なお、基本財産の滅失の場合、事前の基本財産処分承認を要するが、老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が予定されている場合は、承認不要。

## (例3) 役員等の定数を変更する場合

上記アからウまで以外に、特に添付書類はない。

注1）新たな定数による評議員会又は理事会の開催は、当該定款変更の認可の日以降となる（法第45条の36「定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。」とあるため）。

注2）定数を増加した場合、その増加した分の新評議員及び新役員の任期については、前任者は存在しないので、定款に定める任期の規定のただし書（前任者の残任期間とする規定）は、適用されない。

### (3) 審査基準

「札幌市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱」（平成9年4月1日民生局長決裁）

## 第2節 定款変更届

### 1 概説

社会福祉法人の定款を変更する場合には、札幌市長の認可を受けなければならないが、次の変更事項については、札幌市長への届出で足りることとされている。【法第45条の36第4項】

- (1) 基本財産の増加
- (2) 事務所所在地の変更
- (3) 公告の方法の変更

以上の事項について、定款を変更する場合には、評議員会の決議を経た後、遅滞なく、定款変更届を提出すること。

この場合は、法人内部の手続が終了後、その効力が生ずることとなる。

また、当該変更事項が法人の登記事項に関するものであれば、変更原因が生じてから2週間以内に変更登記をする必要がある。

法第45条の36

4 社会福祉法人は、第2項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

**社会福祉法施行規則第4条** 法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第三十一条第一項第四号に掲げる事項（事務所の所在地）
- 二 法第三十一条第一項第九号に掲げる事項（資産 基本財産の増加に限る。）
- 三 法第三十一条第一項第十五号に掲げる事項（公告の方法）

## 2 届出の手續

### (1) 提出部数

正本1部

### (2) 提出書類

ア 定款変更届

イ 評議員会議事録（写し）

※ 決議省略の場合は、提案書及び同意書も必要となります。

ウ 定款（変更前及び変更後の全文）

エ その他必要な書類

上記エについては事例に応じて異なるため、以下の具体例を参照のこと。

#### （例1）基本財産の増加（土地）

施設建設敷地として、新たに土地を購入し、基本財産に編入した場合

- ・ 土地の登記事項証明書（所有権移転後のもの）（原本）
- ・ 図面（地積測量図、地番図）
- ・ 札幌市の各事業所管部において、施設整備計画の採択（若しくは設置認可）を得たことを証する書類（写し）

#### （例2）基本財産の増加（建物）

定員増のため、施設建物を増築した場合

- ・ 建物の登記事項証明書（増築部分が登記済のもの）（原本）
- ・ 図面（配置図、平面図及び立面図。なお、既存部分と増築部分とを明示のこと。）
- ・ 札幌市の各事業所管部において、施設整備計画採択（若しくは設置認可）を得たことを証する書類（写し）

#### （例3）事務所所在地の変更

- ・ 法人登記全部事項証明書（履歴事項証明書）（住所変更後のもの）（原本）

### 第3節 基本財産の処分承認申請

#### 1 概 説

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うのに必要な資産を備えなければならず【法第25条】、法人が行う事業とこれに必要な資産とを法人の成立要件としている。

これらの資産のうち、社会福祉施設を経営する法人は全ての施設及びその施設の用に供する不動産を基本財産とし、また、社会福祉施設を経営しない法人は事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、厚生労働省が定める金額を基本財産として有していなければならない。【社会福祉法人審査基準第2-2-(1)イ及びウ】

なお、基本財産は、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産と会計上区分して扱うとともに、これを定款に明記しなければならない。

このように、基本財産は法人存立の基礎となる財産であることから、厳重な管理が要請され、これを処分し、又は担保に供する場合には、理事会の決議等定款で定める手続を経た後、札幌市長の承認を事前に受ける必要がある。【札幌市社会福祉法人の設置及び運営に関する要綱第5-2-(6)】

<b>法第25条</b> 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。
--

#### 2 承認を受けるべき事項

承認を受けるべき事項には、基本財産の取壊し、売却、交換、貸与等使用権の設定、その他財産への切り替え、公益事業用財産への切り替え、収益事業用財産への切り替え等が該当する。

なお、社会福祉施設の改築に当たって老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、承認は不要である。【審査要領第2(5)】

#### 3 申請の手続

##### (1) 提出部数

正本1部、副本1部（正本は監査指導室用、副本は法人交付用）

##### (2) 提出書類

ア 基本財産処分承認申請書

イ 評議員会及び理事会議事録（写し）

※ 決議省略の場合は、提案書及び同意書（監事は確認書）も必要となります。

ウ 財産目録（申請日直近の決算で承認されたもの）

エ その他必要な書類

上記エについては事例に応じて異なるため、以下の具体例を参照のこと。

##### （例1）土地の処分

施設の敷地の一部を道路用地として、市に寄附（売却）する場合

- ・ 土地の登記事項証明書（正本には原本、副本には写しを添付すること。）
- ・ 図面（処分物件（部分）を明示のこと。）
- ・ 土地の価格評価書（市町村発行の固定資産評価証明書等）
- ・ 市との売買仮契約書又は売買に係る協定書等（写し）

- ・ 売買代金の使途計画書

### （例２）建物の処分

建物を取り壊す場合

- ・ 建物の登記事項証明書（正本には原本、副本には写しを添付すること。）
- ・ 図面（配置図、平面図及び立面図、処分物件を明示のこと。）
- ・ 取り壊しに要する経費見積書及びその財源を証する書類

注）施設の増築を行う際に、工事内容が増築部分との境界となる壁の取り壊し等にとどまり、既存の建物の基本的形状に変更がないと認められる場合には、処分承認申請は不要としている。

### （例３）現金の処分

現金を取り崩す場合

- ・ 預金残高証明書
- ・ 取り崩した現金の使途計画書（具体的に記載のこと。）

## 4 処分後の手続

基本財産処分承認を受けた後、当該財産を処分した時点において速やかに定款変更の手続をとること。

## 第４節 基本財産の担保提供承認申請

### 1 概説

基本財産の担保提供は処分と異なり、定款の変更を伴うものではないが、基本財産の経済的価値を減少させるものであるため、処分の場合と同様に、理事会の議決等定款で定める手続を経た後、札幌市長の承認を事前に得ることが必要とされている。【札幌市社会福祉法人の設置及び運営に関する要綱第5-2-(6)】

なお、以下の場合で、札幌市長の承認を必要としない旨を定款に定めているときは、申請は不要である。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構からの借入（協調融資を含む）に係る担保提供
- (2) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して担保提供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合

### 2 担保提供が認められる範囲

基本財産の担保提供承認は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を考慮して判断する。【社会福祉法人審査要領第4】

なお、公益事業や収益事業に伴う債務、あるいは、理事長個人や理事長が経営する会社等の債務に係る担保提供は認められない。

また、根抵当権は、将来にわたって発生する不特定の債務のために設定する抵当権であり、その担保する元本がすべて特定のものとして確定するまでの間、法人の財産が不安定な状態に置かれることにな

るため、「担保提供の必要性」及び「担保提供の妥当性」において認められない。

## 社会福祉法人の認可について

### 【社会福祉法人審査要領】

#### 第4 担保提供の承認

- (1) 「担保提供の目的の妥当性」とは、法人の役員や役員の経営する会社等の債務の担保に供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供であってはならず、借入金の目的は社会福祉事業に充てられるべきものであること。
- (2) 「担保提供の必要性」とは、国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由により、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。
- (3) 「担保提供方法の妥当性」とは、当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。また、担保提供の承認の対象となる借入先が、地方公共団体、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関を含むものであること。
- (4) 「担保提供に係る意思決定の適法性」とは、定款所定の手続を経ていること

### 3 申請の手続

#### (1) 提出部数

正本1部、副本1部（正本は監査指導室用、副本は法人交付用）

#### (2) 提出書類

ア 基本財産担保提供承認申請書

イ 評議員会及び理事会議事録（写し）

※ 決議省略の場合は、提案書及び同意書（監事は確認書）も必要となります。

ウ 財産目録（申請日直近の決算で承認されたもの）

エ 担保に供する不動産の登記事項証明書（正本には原本、副本には写しを添付すること。）

オ その他必要な書類

上記オについては事例に応じて異なるため、以下の具体例を参照のこと。

#### （例）施設整備資金の借入にあたり、当該施設の建物及びその敷地を担保に供する場合

- ・ 借入金の償還財源に係る資金計画書（収入及び支出の内訳）
- ・ 補助金の決定（又は内定）通知（写し）
- ・ 法人の前年度の収支計算書及び貸借対照表（当該積立金の現実性の確認のため）
- ・ 建物の工事総額及び土地の購入額が判るもの（契約書）（写し）
- ・ 借入金に係る金銭消費貸借契約書（又は内定通知）（写し。償還期間、利率、担保内容が判るもの。）
- ・ 償還計画表（金融機関が発行したもの）（写し）

## 第5節 理事長変更届

### 1 概 説

理事長は、法人運営に中心的役割を果たすものであり、市としても、その現状について速やかに把握する必要があるため、理事長が交代したときは、その交代後、1か月以内に札幌市長に届け出なければならぬこととしている。【札幌市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱第4-3-(10)】

なお、「届出」であるから、組合等登記令に基づく変更登記は、届出以前に行うこと。

#### 札幌市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱

##### 第4 法人の組織運営

##### 3 理事

- (10) 理事長が交代したときは、次に掲げる書類（いずれも写し）を添えて1か月以内に札幌市長に報告すること。
- ア 新理事長が理事に就任した時の選任手続における関係書類（履歴書、誓約書、理事就任承諾書等）
  - イ 理事長就任承諾書
  - ウ 変更を証する議事録（新理事長が理事に選任された時の評議員会議事録及び新理事長の選任に関する理事会議事録）
  - エ 変更後の法人登記全部事項証明書（履歴事項証明書）

### 2 届出の手続

#### (1) 提出部数

正本1部

#### (2) 提出書類

- ア 理事長変更届
- イ 新理事長が理事に選任されたときの評議員会議事録（写し）
- ウ 新理事長の選定に関する理事会議事録（写し）
- エ 新理事長に関して登記済みの法人登記全部事項証明書（履歴事項証明書）（写し）
- オ 新理事長が理事に就任した際の、選任手続における関係書類（履歴書、誓約書、理事就任承諾書等）（写し）
- カ 新理事長の就任承諾書（写し）

## 第6節 不動産使用証明願

### 1 概 説

不動産登記を行う場合、登録免許税法第4条により登録免許税を納付する必要があるが、下記の要件に当てはまる場合は、免除の特例措置がとられている。【登録免許税法第4条第2項】

- (1) 法人が自己のために受ける登記であること。
- (2) 法2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する建物又は土地であること。

この特例措置の適用を受けるために札幌市長の証明が必要であり、これを一般に「不動産使用証明」と

して取り扱っている。【登録免許税法施行規則第3条】

(1)については、法人が、不動産を取得し、又は施設を建設したことに伴う所有権の取得登記あるいは貸与を受けた不動産に係る地上権、貸借権等の設定登記をいう。

(2)の「社会福祉事業の用に供する建物又は土地」に、「地域交流ホーム」、「職員住宅」、「車庫」、「倉庫」等が含まれるかについては、以下のように整理している。

ア 「地域交流ホーム」は社会福祉施設の入所者と地域住民等との交流を目的とした施設である。したがって、通常、施設の一部と解することができる。

イ 「職員住宅」については施設の近くに所在し、施設職員のみが入居する場合に限り施設の一部と解することができる。

ウ 「車庫」及び「倉庫」については、施設運営と密接に関連している場合に限り施設の一部と解することができる。

ただし、不動産使用証明を受けることにより基本財産に編入しなければならないことから、「職員住宅」、「車庫」及び「倉庫」については慎重に取り扱うこととしている。

なお、公益事業及び収益事業の用に供する不動産並びに施設整備、建替え等が具体的でない場合のいわゆる先行取得としての不動産については、第一種あるいは第二種社会福祉事業の用に供する不動産に該当しないので証明することはできない。

**登録免許税法第4条** 国及び別表第2に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。

2 別表第3の第1欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第3欄に掲げる登記等（同表の第4欄に財務省令で定める書類の添附があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添附して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

別表第3

第1欄		第3欄	第4欄
名称	根拠法	非課税の登記等	備考
10. 社会福祉法人	社会福祉法(昭和26年法律第45号)	1. 社会福祉法第2条第1項(定義)に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記 2. …	第3欄の第1号又は第2号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

**登録免許税法施行規則第3条** 法別表第三の十の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に掲げる書類とする。

一 法別表第三の十の項の第三欄の第一号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第二号(定義)に規定する事業(同号に規定する母子生活支援施設を営む事業を除く。)、同条第三項第二号に規定する事業(同号に規定する児童自立生活援助事業及び児童厚生施設又は児童家庭支援センターを

経営する事業に限る。)及び同項第四号の二に規定する事業(同号に規定する相談支援事業のうち児童福祉法第四十四条第二項(定義)に規定する障害児に係るものに限る。)を除く。(1)から(3)までにおいて同じ。)の用に供する不動産に係る登記(ハに掲げる登記を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1) 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市及び中核市の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項(条例による事務処理の特例)の規定により社会福祉法第六十二条第一項(社会福祉施設の設置)の社会福祉施設若しくは同法第六十八条の二第一項(社会福祉住居施設の設置)の社会福祉住居施設の設置又は同法第六十七条第一項(施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始)若しくは第六十九条第一項(住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始等)の社会福祉事業の開始に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長。ロ(1)において同じ。)の書類

(2) 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

(3) 社会福祉事業の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

ロ 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業(イに規定する社会福祉事業を除く。以下ロにおいて同じ。)の用に供する不動産に係る登記(ハに掲げる登記を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1) 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事の書類

(2) 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

ハ 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業(児童福祉法第五十九条の四(指定都市等の特例)の規定により児童相談所設置市が処理するものとされる事務に係るものに限る。)の用に供する不動産に係る登記 その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類

二 法別表第三の十の項の第三欄の第二号に掲げる登記 その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産に係る同号に規定する学校を所管する都道府県知事(地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該学校に係る事務を市町村が処理する場合にあつては、当該市町村の長)の書類

三 法別表第三の十の項の第三欄の第三号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 保育所の用に供する不動産に係る登記 第二条第二号イに定める書類

ロ 家庭的保育事業等の用に供する不動産に係る登記 第二条第二号ロに定める書類 四 法別表第三の十の項の第三欄の第四号に掲げる登記 第二条第三号に定める書類
--

## 2 証明を受けるための手続

不動産使用証明願は、法人所在地が札幌市内であっても、証明を受けようとする不動産の所在地が札幌市外の場合、管轄が異なるので留意すること。

### (1) 提出部数

正本1部、副本1部（正本は監査指導室用、副本は法人交付用）

### (2) 提出書類

ア 不動産使用証明願

イ 登記事項証明書（正本には原本、副本には写しを添付すること。）

(イ) 土地又は既存建物を取得(賃貸借含む。)した場合 ～ 所有権取得登記前のもの

(イ) 建物建設の場合 ～ 表示登記済のもの（表示登記の料金はかかりません。）

ウ 理事会議事録（写し）（当該不動産の使用目的（社会福祉事業の用に供するもの）及び取得後は基本財産に編入する旨が議決されているもの）

エ 図面

土地の場合 ～ 土地の所在がわかるもの（地積測量図、地番図）

建物の場合 ～ 建物の所在及び内容がわかるもの（配置図、平面図、立面図）

オ 札幌市の事業所管部において、当該不動産を活用した施設整備の採択、又は当該不動産を利用して行う事業の認可等、を証する書類（認可通知の写し等）

カ その他証明に必要な資料等

(イ) 土地(又は建物)取得の場合 ～ 当該不動産の売買契約書（写し）

(イ) 不動産の地上権、貸借権等の設定登記に係る場合 ～ 賃貸借契約書（写し）

(イ) 建物建設の場合 ～ 検査済証（写し）

## 3 証明を受けた後の手続

当該法人が不動産使用証明を受けて所有権の保存登記などの登記後、1か月以内に当該不動産を基本財産に編入するため、定款変更届又は定款変更認可申請書を提出すること。

## 第7節 社会福祉充実計画に係る申請

### 1 概説

※ 社会福祉充実計画に関する詳細は、「第8章 社会福祉充実計画」を参照のこと。

### 2 申請の手続

#### (1) 提出部数

正本1部

(2) 提出書類

ア 承認申請

- (ア) 社会福祉充実計画承認申請書
- (イ) 社会福祉充実計画
- (ウ) 評議員会議事録（写し）
- (エ) 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写し）
- (オ) 社会福祉充実計画の算定根拠
- (カ) その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

イ 変更承認申請

- (ア) 承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請書
- (イ) 変更後の社会福祉充実計画
- (ウ) 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会議事録（写し）
- (エ) 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写し）
- (オ) 社会福祉充実計画の算定根拠
- (カ) その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

ウ 変更届

- (ア) 承認社会福祉充実計画の変更に係る届出書
- (イ) 変更後の社会福祉充実計画
- (ウ) 社会福祉充実計画の算定根拠
- (エ) その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

エ 終了承認申請

- (ア) 承認社会福祉充実計画の終了に係る承認申請書
- (イ) 終了前の社会福祉充実計画
- (ウ) その他承認社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを証する書類

※本章における申請・届出については、宛先を「札幌市長」とし、保健福祉局監査指導室に提出すること。